

檜葉町の避難指示解除について【ポイント】

平成27年7月6日
原子力災害現地対策本部

- 本日(7月6日)、高木陽介 原子力災害現地対策本部長から、檜葉町長、檜葉町議会議長・副議長、福島県副知事に、檜葉町の避難指示を9月5日(土)に解除する旨を伝達。
- 解除伝達にあたり、檜葉町の皆様に、(1)避難指示解除の意義、(2)解除後の生活不安をさらに緩和するための追加対策と解除時期、(3)避難生活を継続せざるを得ない方々への支援・避難指示解除後の取組、についてメッセージを发出。

【メッセージのポイント】

(1) 避難指示解除の意義

- ・ 「避難指示」は、ふるさとに「戻りたい」と希望する方々に対しても、一律かつ強制的に避難を強いる措置。
- ・ 約4年4か月にわたる「避難指示」により、心身の健康への懸念、企業の町内進出のためらい、住宅リフォームを含む事業活動への躊躇等、避難指示の長期化に伴う弊害が発生。
- ・ 「避難指示解除」は、希望する住民の方々の帰還を可能にする「規制緩和」。全ての住民に帰還を強制するものではない。
- ・ 避難を強いなければならないほど生命・身体に危険が及ぶ状況にない中で、復興を進めるため、早期の避難指示解除が適当。

(2) 新たな追加対策と解除時期

- ・ 今年5月の与党5次提言、6月に決定された政府指針等に基づき、町・議会・福島県等と連携し、①精神的損害賠償追加、②自立支援施策拡充、③除染、④きめ細かな放射線防護、⑤医療、⑥買い物、⑦水への不安対策、⑧住宅等に関する対策強化、を実施。
- ・ さらに、今年6月に実施した住民懇談会の意見等を踏まえ、帰還を希望される方の不安をさらに緩和し、帰還後の生活が円滑に立ち上がるよう、医療・買物環境・飲料水の安心確保の3分野で新たな追加対策に着手。
- ・ 解除時期については、上記追加対策を実施する見通しが立った「9月5日」とする。

(3) 避難生活を継続せざるを得ない方々への支援、避難指示解除後の復興に向けた取組

- ・ 現時点では帰還できない方が、解除後も避難生活を続けられるよう、避難を受け入れている自治体等に対して理解と協力を要請。
- ・ 避難指示解除後も、一人でも多くの方が帰るという選択を行えるよう、町・議会・県等と連携して復興、「“新生ならば”の創造」に向けた取組を推進。